

横浜市磯子区における地域ケアプラザ等の指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成 21 年 10 月 6 日 磯福第 1123 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月条例第 30 号）第 4 条に規定する地域ケアプラザ及び横浜市福祉保健活動拠点条例（平成 10 年 10 月条例第 40 号）第 5 条に規定する福祉保健活動拠点の指定管理者の選定を実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（指定管理者の選定）

第 2 条 選定は、原則として期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、応募者の中から地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点（以下「地域ケアプラザ等」という。）の指定管理者を選定する。

5 区長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

（指定管理者選定委員会）

第 3 条 地域ケアプラザ等の指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（指定管理者の選定基準）

第 4 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準については、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

（申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要に応じて提供する。

（選定の公表及び報告）

第 6 条 区長は、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者を選定したときは、速やかに選定結果を応募法人に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、健康福祉局長へ選定結果の報告をすることとする。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月6日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 磯子区における地域ケアプラザの指定管理者の指定に関する要綱(平成16年9月2日磯福第225号)

(2) 磯子区における福祉保健活動拠点の指定管理者の指定に関する要綱(平成16年9月2日磯福第227号)